

記 録

文書番号	SCJ第21期210318-21230500-002
委員会等名	日本学術会議科学者委員会 学協会の機能強化方策検討等分科会
標題	「学術団体のあり方に関する調査研究」 －中間報告（記録）－
作成日	平成21年（2009年）3月18日

※ 本資料は、日本学術会議会則第二条に定める意思の表出ではない。掲載されたデータ等には、確認を要するものが含まれる可能性がある。

学協会の機能強化方策検討等分科会委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
委員長	浅島 誠	東京大学理事(副学長)・東京大学大学院総合文化研究科生命系客員教授	第二部会員
副委員長	池田 駿介	東京工業大学理工研究科教授	第三部会員
幹事	小林 良彰	慶應義塾大学法学部教授・同大学多文化市民意識研究センター長	第一部会員
幹事	菱田 公一	慶應義塾大学理工学部教授	連携会員
	今西 裕一郎	九州大学人文科学研究院教授・副学長	第一部会員
	佐藤 学	東京大学大学院教育学研究科教授	第一部会員
	直井 優	社会システム研究所長(大阪大学名誉教授)	第一部会員
	武田 和義	岡山大学資源生物科学研究所 所長・教授	第二部会員
	南 裕子	近大姫路大学 学長	第二部会員
	石原 宏	東京工業大学教授	第三部会員
	大垣 眞一郎	東京大学大学院工学系研究科教授	第三部会員
	笠木 伸英	東京大学大学院工学系研究科教授	第三部会員
	會田 勝美	東京農業大学 総合研究所教授	連携会員
	柴田 徳思	日本原子力研究開発機構特別研究員	連携会員
	長澤 寛道	東京大学大学院農学生命科学研究科・農学部教授	連携会員

学協会の機能強化方策検討等分科会
学術団体のあり方に関する調査研究小委員会委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
委員長	池田 駿介	東京工業大学理工研究科教授	第三部会員
副委員長	小林 良彰	慶應義塾大学法学部教授・同大学 多文化市民意識研究センター長	第一部会員
幹事	菱田 公一	慶應義塾大学理工学部教授	連携会員
	會田 勝美	東京農業大学 総合研究所教授	連携会員
	池田 康夫	慶應義塾大学医学部教授	連携会員
	柴田 徳思	日本原子力研究開発機構特別研究員	連携会員
	土井 美和子	(株)東芝研究開発センター首席技監	連携会員
	長澤 寛道	東京大学大学院農学生命科学研究科・ 農学部教授	連携会員
	栗田 晶	信州大学経済学部経済システム法学科 専任講師	
	六車 正章	(独)大学評価・学位授与機構・学位審査 研究部教授	

日本学術会議科学者委員会学協会の機能強化方策検討等分科会

「学術団体のあり方に関する調査研究」

－中間報告（記録）－

平成 21 年 3 月 18 日

目 次

- 1 学協会を取り巻く環境
- 2 国内調査
 - 2-1 目的
 - 2-2 アンケート分析結果
 - 2-3 調査結果の概要
- 3 海外調査
 - 3-1 目的
 - 3-2 法律・課税措置について
 - 3-3 運営について
 - 3-4 学協会の建物など
 - 3-5 財政、資金援助（出版関連）など
 - 3-6 ジャーナルについて
 - 3-7 政府との関連について
 - 3-8 事務局の人材育成など
- 4 新公益法人法への対応とその問題点
- 5 連合体
- 6 まとめ

1. 学協会を取り巻く環境

平成 20 年 12 月 1 日から新公益法人法が施行された。従来、それぞれの主務官庁から認可を受けていた社団法人・財団法人を、準則主義に基づき法務局に登録申請することによって法人の設立が可能となった。ただ、税の優遇措置を受けられる公益法人を目指す場合には、内閣府公益法人認定等委員会などで審査することによって認可の可否が決定されることになった。

この新公益法人法の制定に当たっては、当初学術団体を念頭に置いていなかったために、その後に出された公益認定等ガイドラインにおいても学術に対する特別の配慮は見られない。学術団体の最も重要な機能として、学術集会や学術出版がある。このうち、学術集会については、日本学術会議からパブリックコメントを出すなどの活動の結果、公益事業名の例として挙げられたが、学術出版に関してはいまだに公益事業名として記載されていない。

海外の学協会が置かれている状況について、昨年度からヨーロッパ、アメリカ、アジアについて現地調査を行っている。学術の奨励に関する配慮がほとんど見られないなど、わが国の学術団体を取り巻く状況は海外と比較して特異な状況であり、このまま放置するとわが国の学協会は世界の中での競争力を急速に喪失する可能性が高いと思われる。研究そのものは、大学などの研究機関で行われるが、その成果の評価は専ら学協会で行われ、学術誌に掲載されて世に出される。わが国は、研究そのものには研究費などを通じて支援しているが、出版に関しては関心が低い。研究そのものと評価・出版の双方の機能があいまって、世界の中でのわが国の科学・技術の存在価値が認められると思われる。

学協会自身の問題では、今回のアンケート回答に対して 1000 人以下の小規模学協会が 53%を占めるなど、小さな学協会が多い。回答が無かった学協会を含めると小さな学協会の割合はさらに増加すると考えられる。その他の問題として、事務局体制・英文ジャーナルの運営体制が弱体である、経営状態が赤字体質である、会員数の減少が目立つ、などがある。

2. 国内調査

2-1 目的

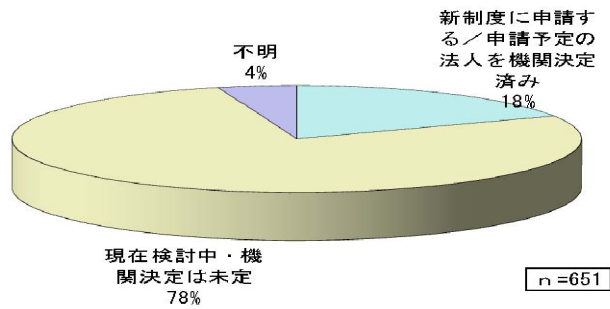
科学者委員会「学協会の機能強化方策検討等分科会」では、平成 20 年 12 月に日本学術会議協力学術研究団体を対象として、「新公益法人法への対応及び学協会の機能強化のための学術団体調査」を行なった。その目的は、新公益法人法施行への学協会の対応及び問題点の把握、機能強化などに対する取り組みの実態や、日本学術会議との連携の意向、などを調査するもので、アンケート送付数 1636 に対して 651 の学協会から回答があった。

2-2 アンケート分析結果（参考資料 1）

（1）今回の公益法人改革に関して

新制度に申請あるいは申請予定の法人形態を機関決定している割合は 18%であり、78%の法人は検討中・未決定である（図 2-1）。また、形態として公益法人を決定あるいは検討している学協会はそれぞれ 5%、7%に過ぎない。決定していない主な理由は、情報収集中であることが 40%を占めている。

図 2-1 公益法人制度についての対応



公益法人申請の上での課題として挙げたものとして、新制度の公益事業として判断に困っている (38%)、会計上の問題 (30%)、遊休財産額 (31%)、新・新公益法人会計基準導入 (42%)、が高い割合を占めている (図 2-2)。公益法人認定等委員会における公益性認定の判断基準がよく分からないものでは、学術集会 (20%)、学術誌 (20%) が多く、学術団体として最も重要な 2 つの機能に関する公益性の判断が明確に示されていないことが、学術団体の公益法人申請を躊躇させているようである (図 2-3)。

図 2-2 公益法人申請の上での課題

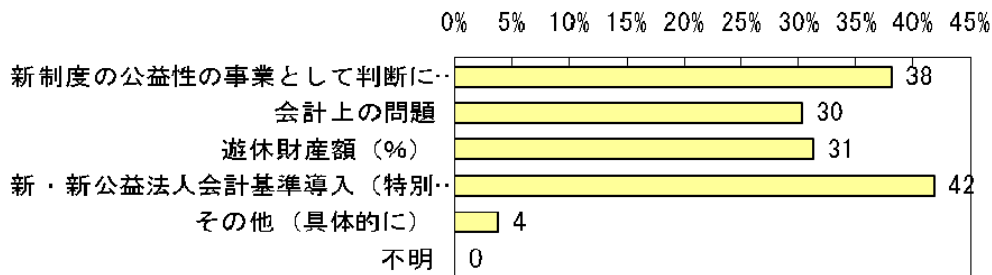
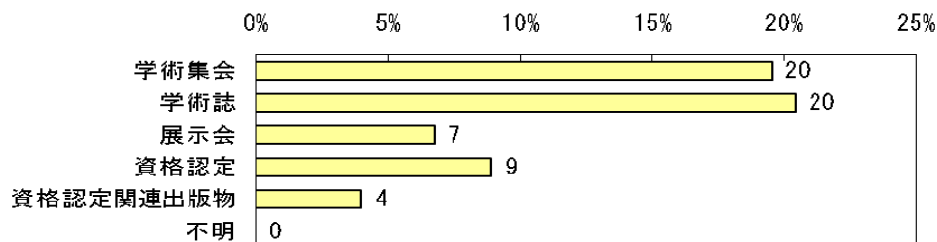
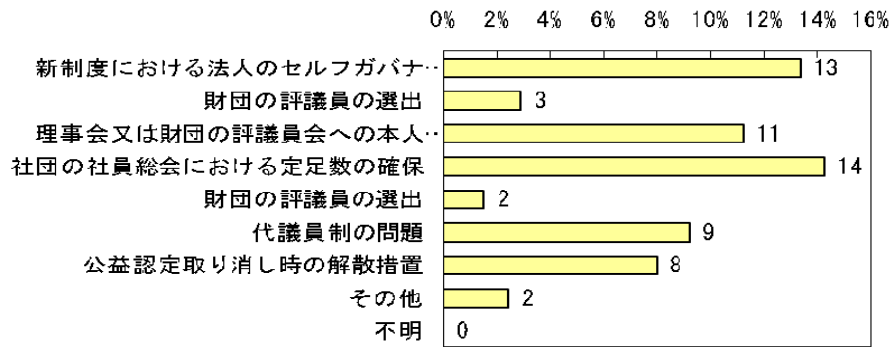


図 2-3 公益性認定の判断基準がよく分からない項目



組織運営の問題では、総会における定足数の確保 (14%)、新制度におけるセルフガバナンスの確保 (13%)、理事会又は財団評議員会への本人出席 (11%)、が高い (図 2-4)。また、会計処理上の問題として報告書類の多さを挙げる学術団体が極めて多く (34%)、一般に事務組織が弱体である学術団体にとって大きな負担になっていることが伺える。

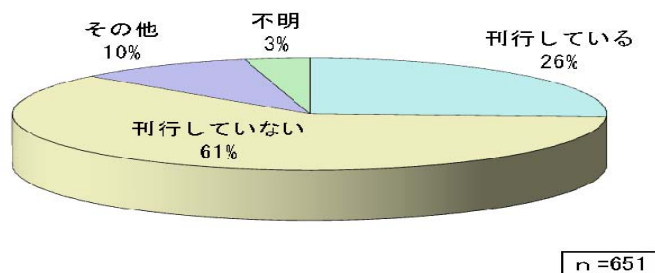
図 2-4 組織運営上の問題



(2) わが国の学術情報の発信強化に関して

回答のあった学術団体のうち 26%が英文論文誌を発行している（図 2-5）。後に述べるように、5000 人を超える団体は 9%しかないが、比較的小さな団体もよく頑張っているといえよう。その一方で、英文論文誌を刊行する上で、財政（26%）、インパクトファクターとサイテーションインデックスの取得（13%）、事務局体制（12%）と多くの問題点を抱えており、主な財源は学会費からの補填が 19%と最も多く、英文論文誌発行がわが国の学術団体にとって重荷になっていることが伺える。

図 2-5 英文誌の発行状況

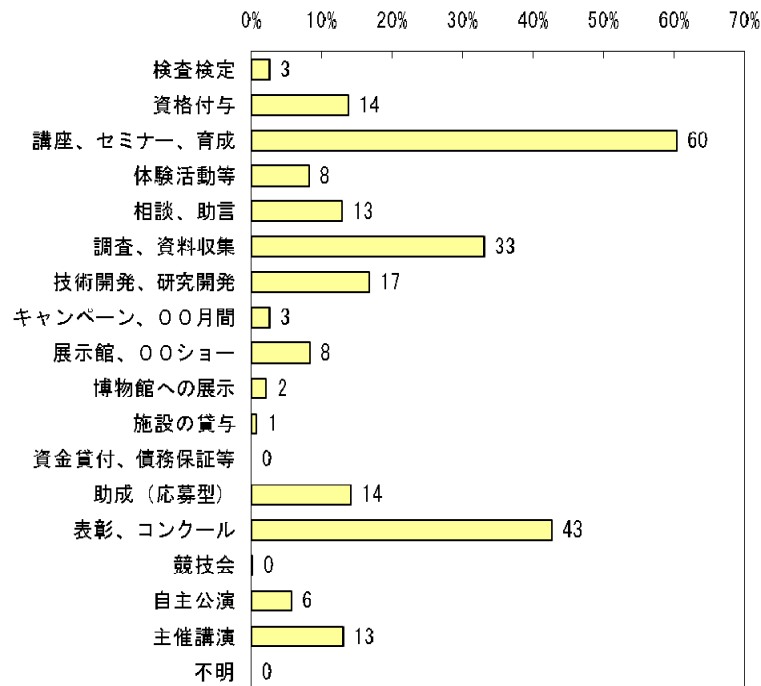


関連分野で連合体を組み、海外向け英文論文集を刊行することに意義があるとする学術団体は 19%であり、問題があるとする割合 4%に対して大きな値を示したが、一方では 57%が现阶段では意義不明としている。

(3) 学術および科学技術の振興を図る事業について

公益認定等委員会が公表しているガイドラインの公益事業項目のうち、学術団体が行っている事業は、講座・セミナー・育成が 60%、表彰・コンクールが 43%、調査・資料収集が 33%と多く、ついで技術開発・研究開発（17%）、資格付与（14%）、助成（14%）、主催講演（13%）などである（図 2-6）。公益性があるものとして認めてもらいたい事業として挙げられた項目は非常に多かった。

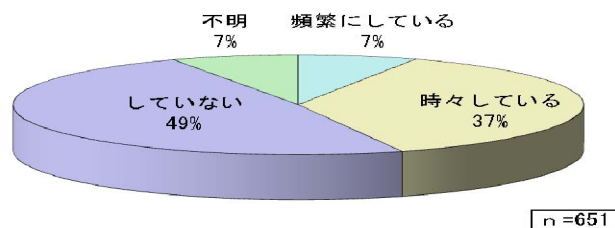
図 2-6 学術団体が行っている公益事業



(4) 日本学術会議と学協会との関係

日本学術会議と頻繁に連携している学協会は 7%に過ぎず、時々しているが 37%、していないは 49%にのぼった（図 2-7）。学協会の事業を推進する上で、学術会議に期待することは、連携体制の推進、情報発信、学術政策を政府に提言、国際的活動、学術法人の制定、資金支援、など多岐にわたっている。多くは、学術会議としても取り組まなければならない課題であるが、資金支援などは、学術会議の仕組みがよく理解されていないことによる要望であろう。

図 2-7 学術会議と学協会との関係



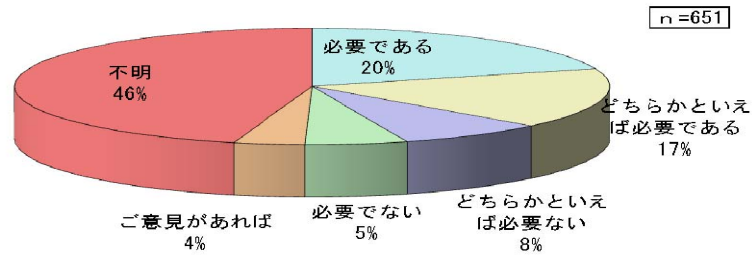
(5) 学協会と新公益法人制度について

新公益法人制度を評価する団体は 39%、評価しない団体は 43%であった。

評価する点で最も多くあげられたものは一般法人の法人格の取得のしやすさであり、22%を占めた。ついで、法人のガバナンス関係が 20%、税制の優遇が 10%、主務官庁の廃止が 6%であった。評価しない点は、公益認定等ガイドライン（申請書類が多すぎるなど）が 29%、会計処理の複雑さ 24%、公益認定基準が非常に厳しいが 19%、管理費費用の増加が 18%、であった。

すなわち、監督官庁がなくなり一般法人格を取得しやすくなったことを評価する一方で、公益法人認定の分かりにくさ・厳しさや運営上の諸問題や会計処理の増加などが評価されない大きな理由となっている。

図 2-8 学術法人制度について



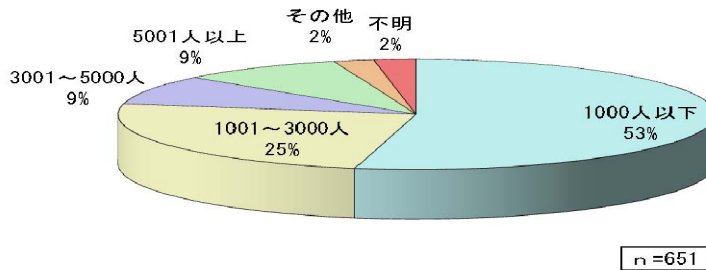
これらを踏まえて学術法人法（仮称）の制定について質問したところ、必要であるとどちらかといえば必要であると答えた団体が 37%、必要でないどちらかといえば必要ないを併せて 13%であり、残りは不明あるいは内容が分からないので回答できないであった（図 2-8）。必要性を認めている団体が多いものの、情報不足のために回答できない団体が多くを占めている。

（6）回答団体の概要

団体の現状（平成 20 年 11 月）は、社団法人が 20%、財団法人が 1%、NPO 法人が 2%、任意団体が 65%、であった。個人会員数は 1000 人以下が 53%を占め、5000 人以上の大きな団体は 9%である（図 2-9）。

電子ジャーナルの公開については 48%が電子ジャーナルを公開しており、公開性を意識した活動が行われており、世間で言われているほど学協会の閉鎖性は高くない。

図 2-9 回答団体の会員数



2-3 調査結果の概要

新公益法人改革に関しては、一般法人の法人格の取得のしやすさと監督官庁の廃止などが評価される一方で、公益法人認定基準の分かりにくさや認定の厳しき、運営上の諸問題や事務処理の増加などが評価されない大きな理由となっている。そのために、公益法人申請に踏み切れず判断に迷ったり、公益法人申請を躊躇している学術団体がある。

英文誌などによる学術情報の発信に関しては、すでに 26%の学術団体が発行しているが、財政、サイテーションインデックス、事務局体制などの問題を抱えている。連合体を組むことによって英文誌を刊行することに意義があるとする団体は 19%程度であり、今後の具体的検討が必要であろう。

日本学術会議に対する要望は連携体制の強化、学術政策の提言、国際活動、など様々である。

学術法人制度の制定については、必要性を認めている学術団体は 37%と比較的多いが、情報不足や内容がよく分からないなどの理由で判断に迷っている団体が多い。

3. 海外調査

3-1 目的

学術団体のあり方に関する調査研究ワーキンググループ（平成 21 年 2 月 26 日より「科学者委員会 学協会の機能強化方策検討等分科会 学会団体のあり方に関する調査研究小委員会」）により、諸外国における学術団体の実態調査を行い、わが国と比較することにより、学協会の現状を把握することを目的としている。昨年度の米国・欧州（英国、仏国）に続き、本年度は、独国・フィンランドなどの欧州、米国、さらに台湾、韓国のアジア地域の調査を行った。

本年度に訪問調査を行った学協会は、以下の通りである。

欧州：Informationstechnische Gesellschaft im Verband der Elektrotechnik Elektronik

Informationstechnik e.V (VDE) ドイツ

The Council of European Professional Informatics Societies (CEPIS) ベルギー

Finnish Information Processing Association(FIPA) フィンランド

米国：American Nuclear Society (ANS)

American Chemical Society (ACS)

The American Fisheries Society (AFS)

The American Society for Photogrammetry and Remote Sensing (ASPRS)

The Wildlife Society (TWS)

The American Physiological Society (APS)

The Society for Developmental Biology (SDB)

The American Association of Immunologists (AAI)

The American Society for Pharmacology and Experimental Therapeutics (ASPET)

台湾：台湾土木学会、中国政治学会（台湾）、台湾政治学会、台湾中央研究院

韓国：大韓機械学会、韓国騒音振動学会、韓国土木学会、韓国政治学会

3-2 法律・課税措置について

今回の調査により明らかになった諸外国の学協会を統括する法律および課税措置に関する概略を、わが国と比較して表 3-1 に示す。韓国については、その詳細を表 3-2 に示す。

表 3-1 わが国と海外の学協会に対する課税制度の比較

諸外国の学術団体に対する税制(総括)

英国・仏国は2007年度、
その他の欧州、米国、韓国、台湾は2008年度の聞き取り時のものである

	非課税, または免税処置	課税対象となるもの	基本となる法律	その他
米国	会費, 出版などの収入は基本的に非課税 教育に関わる事業は非課税扱い	広告収入, 学会グッズの販売収入などは個別に課税の対象	Internal Revenue Service regulations regarding 501(c)3 status, non-profit educational instituteに対する非課税条例 控除: Internal Revenue Code 170	寄付者に対する税金の優遇措置有り
欧州(英, 仏など)	基本的は学会活動は, 非営利組織として課税対象外		英国: 17世紀以来の勅許, Royal Chartered 基本的に非課税(1960年チャリティ法) 仏国: 1901年「非営利社団法人等に関する法律」により学術団体が法律で保護	例) 英国物理学会は Registered Charityとして納税義務はない
欧州(独, その他)	公益目的有りの非営利団体は基本的には非課税扱い	工業製品の強化に対する対価については課税されている(VDEなど)	租税通則法(AO: Abgabenordnung)	公益性がある場合, 税務当局の判断で税制優遇が受けられる
台湾	非営利組織に関しては基本的に免税措置があり非課税	賃賃料などの収入に関しては一般の法人税が適応される	台湾: 内務省学協会規則, そのほか, 教育, 技術者教育に関連する法律	
韓国	会費, 出版などの非受益事業は課税対象外 非営利団体のVAT免税措置有り	研究用役の収入など(但し, 新しい学術研究の場合免税)	韓国民法第32,33,38条 韓国国税基本法第13条	
日本	原則として課税対象 但し, 公益性があると判断された場合には17事業区分に該当するものは非課税	一般社団は基本的には収益の30%が課税対象 但し, 非営利性が徹底されたものについては事業区分により非課税	一般社団法人および一般財団法人に関する法律 公益法人認定法第5条, 整備法第117,119条(公益目的支出計画)	一般社団に課税は所轄税務署に任されている。

表 3-2 韓国の学会収入に対する課税処置

	法人税	付加価値税
会費収入	課税対象外 (非受益事業)	課税対象外
学術誌刊行売り上げ	課税対象外(非受益事業)	図書への供給は免税
学術大会参加費	大会経費分担の性格であれば課税対象外(非受益事業)	学術団体が固有目的のために実費で供給する用役の対価は免税
学術講演会収入	会員を主な対象にし, 費用分担の性格であれば課税対象外(非受益事業)	学術団体が固有目的のために実費で供給する用役の対価は免税
寄付金	非受益事業に対する寄付は課税対象外(非受益事業)	課税対象外
掲載料	発刊費用の相当額は課税対象外(非受益事業)	課税対象外
研究用役の収入	課税対象	新領域などの場合免税

日本を除くすべての国において、学協会の活動に関しては基本的に非課税で処置されている。英国では、例えば、表 3-1 に記載されている英国物理学会 (IOP) は出版組織 (IOPP) を別に有するが、ここで上がった収益は Registered Charity である IOP に寄付され、結局 IOP も IOPP も課税されない。これらの収入の一部は国民に対する公益事業として使用されている。米国は、教育に関連する事業は非営利行為として非課税扱いをとっており、学協会の資格試験制度もこの範疇で行われているものと推察される。米国化学会 (ACS) は世界で最も大きな学会の一つであるが、規定により National Charter を定め、上院下院議会によりその設立が認められている。活動は議会に報告され、政府との強い連携の基に運営されている。

韓国に関しては、2009年2月の学術の動向に「韓国における学術団体」と題して、小林良彰日本学術会議第1部副部長が報告している。韓国においても一部の収益事業 (韓国では受益事業) を除き、表 3-2 に示すように基本的に課税対象外の扱いである。

3-3 運営について

今回調査を行った米国の学会では、会長は会員による選挙で選び、会長の前年と、後年も役員として継続性を維持する方式をとっている。また、今回の我が国の法改正で、代議員制度の導入の有無に関連して、総会の開催の仕方が非常に問題となっているが、米国では日本の総会にあたるものは求められていないし、当然総会定数などを要求する規定も存在しない。従って、事務局がしっかりしていれば非常にスムーズな運営が可能な体制を築ける。一方、理事会は、基本的には年に2回程度行い、あとは電子メールを活用している。米国は国土も広く、この様な方法が定着している。

3-4 学協会の建物など

米国では生命科学系の21の学会が FASEB (Federation of American Society of Experimental Biology) という連合を構成している。今回、そのうちの4つの学会を訪問した。それぞれの学会の規模は2000名～10500名で、FASEBは自身でもジャーナルを出版し、建物を保有していて、学会事務局に入居(賃貸・格安)させるとともに、講堂や食堂などの施設も有しており、各学会が行う集会等の便宜を図っている。

韓国の理工学系学会の多くは、Korean Federation of Science and Technology が所有するビルに事務所を設置している。場所はソウル市のオフィス街の一等地に2件の物件を保有している。ここには大きな会議場や、展示会場も併設されており、学協会の活動が KOFST を通して国により手厚く支援されている。



Korean Federation of Science and Technology が所有するビル

(国際会議場を中心に2棟のビルが隣接している。現在、約80の学協会が事務局を構えている。)

3-5 財政、資金援助(出版関連)など

米国の学会の会費収入の割合は比較的低く、20～40%程度であり、出版事業からの収入が大きく、例えば、米国化学会は Chemical Abstract Service で大きな収入を得ている。米国化学会は、これに相当する日本の学会と比較すると予算規模は数百億円と一桁以上大きく、職員数も2000人と出版に係わっている割合が大きい。今回訪問した比較的中規模の学会においても、出版サービスに力を入れているところは、職員数を多く抱えている。

それに比べ、韓国では、2万人規模の工学系の学会でも10人程度の職員で運用している。国からの補助

として、前述の KOFST などの施設利用提供や一定の基準を満たす母国語の学術誌などに対する補助が恒久的に行われており、学会の運営を安定させている。

3-6 ジャーナルについて

米国ではジャーナルはほとんどすべてが電子化されており、会員には基本的には無料で閲覧できる仕組みである。非会員には課金をしているところもあるが、最新の情報は期限を決めて（1年～2年）制限を設けているところもある。

欧米ではインパクトファクターなどの論文に対する評価がなされているが、今回調査したアジア諸国においても、自国の学術に関するアーカイブの面からも母国語による論文も、その国独自の方法で評価している。韓国では自国の論文に対して独自の INDEX を設けており（KORFACT）、この値がある基準を超えると国からの補助金が KOFST 経由で受け取れる等、手厚い支援が行われている。一方、台湾においても中国語の学術論文に対して、中国本土と共通化した Chinese Index of Engineering を設けて、母国語に対する論文の位置づけを明確にしている。

3-7 政府との関連について

米国では大規模な学会はワシントン DC に事務所を置き、政府との関係を密に保っている。米国化学会は組織として Legislative Action Network (LAN) を有しており、科学教育・開発に係わる政策や関連法に関して、議員に働きかけを行えるようにしている。さらに NIST、NSF などの政府機関へも提言を行っている。

3-8 事務局の人材育成など

米国において事務局長などは、その分野を経験したベテランが多く、ほとんどが Ph.D の学位を有している。出版事業は学会の大きな収入源で、そのため、職員数も多く、1万人程度の APS では 74 人もの職員のうち半数以上が出版事業に従事している。出版業務に関しては Ph.D を有する人材も多く、キャリアパスとして、その仕事が定着している。我が国においても検討すべき項目である。

4. 新公益法人法への対応とその問題点

昨年 12 月施行された新公益法人法により、わが国の学術団体の法的立場が問われるようになった。まず、それまで社団法人や財団法人という公益法人であった学術団体は、平成 20 年 12 月 1 日から特例民法法人となり、5 年以内に公益社団・公益財団法人への移行申請を行って認定されるか、一般社団・一般財団法人の移行申請を行って認可されなくてはならない。そして、平成 25 年 11 月末までに移行申請を行わないか、移行申請を行っても認定または認可が得られなかった場合には、当該法人は解散となる。

ここで重要な点は、公益社団・財団法人として認定されるためには、学術団体の活動の半分が公益事業であることが求められることである。しかも、従来は収益事業と公益事業に分けられていた事業区分に「公益事業」が加わったことから、学術団体の会員の利益だけに資する事業は共益事業であるとみなされることになる。そうすると、学術団体による学術誌刊行事業や研究大会開催事業が学術団体の会員のための共益事業であるのか、それとも公益事業であるのかの判断が重要になる。もし、これらの事業が共益事業とみなされた場合には、通常の学術団体にとって活動の半分を公益事業で満たすことは困難になり、ひいては公益社団法人や公益財団法人となることができなくなることにともなうかねない。

これに対して、諸外国、中でも同じ東アジアに位置し、わが国と同様に資源に乏しく科学技術や学術で立国することが求められている韓国では学会における会費収入や学術誌刊行売り上げ、学術大会で徴収し

た大会参加費、学術講演会収入、寄付金収入などの様々な収入については、法人税上、非営利法人である社団法人のような学会に対しては、法人税法第3条第2項に規定された受益事業で発生する所得に関してのみ法人税の課税対象とし、それ以外は非課税となっている。また、学会の「〇〇周年記念」事業や国際会議開催のための積み立てなどの特定事業のための準備金については固有目的事業のための準備金として任意に設定することができるし、5年内にどのような名目であれ固有目的事業に支出すれば法人税が課税されないことになる。結局、韓国の法人税法上、学会の受益事業で生じる利益の半分は非課税の非受益事業あるいは固有目的事業に転用することを認めることになっている。そして、韓国では通常の法人格を取得している学会はもちろん、取得していなくても同様の形態をもつ学会の活動については、基本的に非課税の事業とみなされており、活発な学会活動を支える結果になっている。

5. 連合体

わが国の連合体は、次のような2種類に分けられる。

- ①学協会の包括的連合体：例えば、日本工学会、日本医学会、日本農学会、日本化学連合、地球惑星連合、日本経済学連合、横幹連合、など
- ②特定の目的を有する連合体：例えば、建設系 CPD 協議会、技術倫理協議会、男女共同参画学協会連絡会、など

わが国の連合体は、これまで専門分野ごとに分化していった歴史を有するために、包括的連合体は、その分野の統合の象徴的存在であり、その分野全体にかかわる課題へ取り組みを主体としている。例えば、調査や情報交換、などに活動が限定されており、その分野を代表して政府に対する提言や出版活動を行うなどの実務的活動はほとんどなされていない。一方、特定の目的を有する連合体は、最近現れ始めた組織体であり、法人格を持たない任意団体である場合がほとんどであり、力は弱い。

海外に目を向けると、連合体の実務的活動が目立つ。今回の海外調査でも連合体についていくつか訪問調査を行ったので、その結果を以下に示す。

(1) CEPIS (The Council of European Professional Informatics)

1989年に設立されたヨーロッパの情報処理学会の連合体であり、フランス以外のすべての国の学会が加盟しており、ヨーロッパのICT人材不足についての報告書を出して、政治化レベルに警告するなどしている。組織はCouncilとその下にExecutive Committeeがあるという簡素なもので、雇用者は3名のみである。UPDATEという雑誌を出している。

(2) FASEB (Federation of American Societies for Experimental Biology)

この連合体は1912年に3学会により設立され、実験生物学関連の会議、出版を行っている。その後、1989年には6学会が参画し、現在では21の学協会が所属している。この組織は、各学協会の運営に関してのサポートを手厚く行っている。例えば、会員管理、会議開催、出版、ジャーナルの定期購読、財政援助、事務局のオフィスや会議スペースの提供、IT業務全般のサービス、および人的採用サービスなどである。FASEBはそれ自身、建物を保有し、学会に提供している。また、出版される学術誌の購読料は本組織の収入源である。政府との関連は密接で、NIH、NSF、DOE等の政府機関に関して当該分野の研究資金に関する提言を定期的に行っている。この組織は学協会がメンバーとなっている連合体であるが、米国内では他の学会と同様に、501(C)(3)により非営利団体として非課税扱いで事業を行っている。予算規模は財産が4000万ドル、支出・収入が毎年約2000万ドル程度で運用を行っている。主な収入源は学会開催収入、出版事業収入、その他MARCプログラムと呼ばれるNIHなど政府機関からの補助金などである。

(3) KOFST (Korean Federation of Science and Technology)

この機関は、韓国の科学技術省 (Ministry of Science and Technology) の下に置かれたもので、同様な機関が 26 存在している。設立は 1966 年で、政府からの予算を効率よく学協会の活動に充当している。網羅している領域は科学技術分野全般にわたっており、自然科学、工学、農学、医学、その他、であり、それぞれの分野について担当の副会長が業務を統括している。また、ソウル市内にオフィスビルを所有し、学協会に事務所として貸し出し、学協会の活動を支援している。この組織は、前述の FASEB のように学協会が自発的に集まってできたというよりも、むしろ韓国政府の科学技術政策の一環として運用されている。

以上のように、欧米においては連合体が実質的な活動母体として、政治的活動、各学協会への経済的・施設の支援、技術的評価、情報収集、などを行っている。韓国では、政府によって支えられている組織が、各学協会への経済的・施設の支援、などを行っている。我が国では、これらの枠組みが見られない。

6. まとめ

平成 20 年度に行った国内外の調査によって、現時点では以下のようなことが明らかとなった。

- ・学協会は、今回の新公益法人法によって一般法人格を取得することが容易になり、主務官庁の認可を受けなくてよいことになった点については評価している。
- ・公益法人を目指す場合には、公益事業の認定基準が不明確であること、もし公益法人に認定されたとしても運用に関する要求が厳しいことから、申請を躊躇する傾向がある。
- ・海外では学協会はいずれも非課税が原則であり、課税が原則である我が国と大きな違いがある。又、運営に関しても総会などを要求することは無く、自主的な運営に任されている。
- ・海外では、しっかりした連合体が学協会への経済的支援、場所の提供、出版、技術評価、など実質的な活動母体となっている場合がある。我が国の学協会の機能強化にとってモデルとなりえる。
- ・欧米諸国では、大きな学協会や連合体が政府に対して提言を行うなど、社会的貢献活動が活発である。また、出版や運営を支える Professional といえる事務職員が充実している。
- ・学術法人法 (仮称) に対する要望は比較的多いが、中身について分からないとする学協会も多く、さらなる研究が必要である。

参考資料 (下記の URL にて閲覧可能)

1. 国内調査：「新公益法人法への対応及び学協会の機能強化のための学術団体調査」の結果
(ファイルが大きいため、分割して掲載しています)
<http://www.scj.go.jp/ja/info/iinkai/renkei/kekka2-1.pdf>
<http://www.scj.go.jp/ja/info/iinkai/renkei/kekka2-2.pdf>
調査票
<http://www.scj.go.jp/ja/info/iinkai/renkei/enq2.pdf>
2. 国外調査：諸外国学協会への質問に対する回答一覧
<http://www.scj.go.jp/ja/info/iinkai/renkei/report2.xls>